

事 務 連 絡
平成 26 年 7 月 7 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

台風第 8 号による被害への対応について

本日、台風第 8 号による被害への対応に関し、別紙のとおり総理指示がありましたので、連絡いたします。

各都道府県におかれては、総理指示を踏まえ、「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（平成 26 年 5 月 27 日付け中防消第 9 号）、「都道府県における風水害対策の強化について（通知）」（平成 26 年 5 月 27 日付け消防災第 186 号）、「市町村における風水害対策の強化について（通知）」（平成 26 年 5 月 27 日付け消防災第 187 号）等に留意の上、対応に万全を期されますよう改めてお願いします。

あわせて、貴都道府県内の市町村へ本内容について周知をお願いします。

平成 26 年 7 月 7 日 16 時 00 分

平成 26 年台風第 8 号接近に伴う総理指示

1. 大雨、暴風、高波等に関する情報提供を国民に対し、適時的確に行うこと
2. 関係省庁が緊密に連携し、住民の避難支援等の事前対策に万全を期すこと
3. 被害が発生した場合は、政府の総力を挙げて、災害応急対策に万全を尽くすこと